

原議保存期間	1年(令和3年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

警察庁丁総発第60号、刑企発第13号
令和2年2月27日
警察庁長官官房総務課長
警察庁刑事局刑事企画課長

警視庁総務部長
警視庁刑事部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
庁内関係各課長
各管区警察局長
各管区警察局長

新型コロナウイルス感染症への対応の徹底について(通達)

新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)については、既に、「新型コロナウイルス感染症への対応について(通達)」(令和2年2月20日付け警察庁丁総発第57号)等により随時指示しているところであるが、予防対策を行う上では、症状のない被留置者であっても、可能な限り、居室は1人1部屋とし、起居動作も単独で行わせるなど被留置者を相互に接触させないようにすることが重要である。これに加えて、新型コロナウイルス感染症を疑わせる何らかの体調不良を訴える被留置者については、可能な限り、護送も単独で行うなど、更に配慮されたい。

また、被留置者を部外の施設等に護送する場合については、下記の点に留意の上、細心の注意を払って感染防止及び感染拡大防止に努められたい。

記

1 被留置者を護送する場合の措置等

診療護送や引き当たり捜査に伴う単独護送を行う場合はもとより、検事調べ、勾留質問等に伴う検察庁及び裁判所への一般護送を行う場合であっても、被留置者を警察施設外に出すときは、当該被留置者及び護送に当たる警察官にマスクを着用させるとともに、帰庁時には確実に手洗いや消毒を行わせるなど、細心の注意を払うこと。

また、新型コロナウイルス感染症を疑わせる何らかの体調不良を訴える被留置者については、一般護送に際しても単独護送とするほか、護送先の関係機関等には、あらかじめ当該被留置者に感染の疑いのある旨を伝えること。

2 護送を行った被留置者の感染が判明した場合に備えた措置

被留置者の感染が判明した場合に接触者を特定できるようにするため、留置主任官又は捜査主任官は、被留置者の護送を行う場合には、護送計画策定時とはもとより、護送計画に変更があった場合や、護送に従事した留置担当官等の帰着時においても、護送経路及び立ち寄り先を確実に把握することに加え、それぞれの箇所接触した者を把握しておくこと。